

11(経済産業省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
020010	新潟県 新潟市 上越市 聖籠町	エネルギー戦略特区	鉱業法、ガス事業法等(LNG気化ガスの地下貯蔵に関する記載無し)	鉱業法、ガス事業法等を改正する、或いは新法を整備し、LNG気化ガスの地下貯蔵を可能にする。また、枯渇ガス田における鉱業権者以外の者も貯蔵利用できるようにする。	<p>(鉱業法)</p> <p>○そもそも、天然ガスの備蓄についてはその実現可能性や経済性を十分に勘査し、慎重に検討する必要がある。</p> <p>○なお、ガスの生産を伴う、国内ガス田への輸入LNG気化ガスの圧入については、現行鉱業法上も認められるものである。</p> <p>○他方、ガスの生産を伴わずに、枯渇した国内ガス田へ輸入LNG気化ガスを圧入し地下貯蔵することについては、今後、国内の多くのガス田の枯渇が現実的となり、貯蔵可能量が相当量増大した時点で、事業者のニーズも踏まえ、必要に応じて、所要の措置を講ずることができるよう、ガス事業法、高圧ガス保安法等も含めて、法的及び技術的検討を深めていく。</p> <p>(ガス事業法)</p> <p>ガス事業法において、枯渇ガス田を用いたガスの貯蔵に係る事業規制はない。</p>
020021	新潟県 新潟市 上越市 聖籠町	エネルギー戦略特区	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 第2条第4項	波力、潮流等の海洋再生可能エネルギーを固定価格買取制度の対象とする。	<p>固定価格買取制度は普及段階にある再生可能エネルギーの導入を加速させ、量産効果によるコスト低減を図るものであるが、潮流などの海洋エネルギーについては、十分な実用性を持つ段階には至っておらず、商用化に向けた技術開発などがまだ必要な状況であるため、現状での対象認定は困難。</p> <p>なお、経済産業省では、海洋エネルギー発電技術の普及促進のため、平成23年度より、発電コストの低減や洋上に設置する設備の信頼性の向上等に向けた技術開発を進めているところ(平成27年度予算15.0億円)であり、その早期実用化に向けて、技術開発などの取組を着実に進めているところ。</p>
020030	新潟県 新潟市 上越市 聖籠町	エネルギー戦略特区	環境影響評価法、電気事業法	洋上を含む風力発電所の新增設について、環境アセスメントの審査期間を短縮する。	<p>洋上を含む風力発電所の新增設については、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議中間報告(平成24年11月27日環境省・経済産業省)」や「日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)」に基づき、全体で150日程度確保されている国の審査期間を45日程度に短縮することを目指した取組をするなど、全国的に可能な限りの審査の短縮を行ってきているところである。実際に、迅速化の対象となった手続については、概ね迅速化が達成されている。</p> <p>また、方法書及び準備書に対する知事意見については、政令で定める期間内に述べるものと規定しているとおり、法及び政令においては審査期間の上限を規定しているだけであって、各地方公共団体の事情に即して、各自治体の裁量により審査期間を短縮することができる制度となっている。</p> <p>加えて、環境アセスメントのあり方について、環境や地元配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で全国的な措置として必要な対策を検討していくこととしており、特区による新たな改正による規制改革は不要と認識している。</p>

11(経済産業省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
037010	横須賀市	横須賀EVフレンドリー特区(追加)	工場立地法第4条、工場立地法施行規則第4条	工場立地法施行規則第4条に規定する、緑地以外の環境施設の定義にEV用駐車場の追加	<p>工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」については、緑地に類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして明示的に定めているところである。</p> <p>EV駐車場については、通常のアスファルト等の駐車場に充電設備を設置しただけのものと思われるが、これは、緑地に類するものとは考えられず、また、工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与するものとしても考えられない。</p> <p>このため、EV駐車場を「緑地以外の環境施設」に追加することは適当ではない。</p>
038120	山口県 周南市、㈱トクヤマ徳山製造所、東ソー㈱南陽事業所、出光興産㈱徳山事業所、㈱トクヤマロジスティクス、長府工産㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	中小企業投資育成株式会社法	中小企業投資育成株式会社法の直接改正とはならないが、同法の適用を受けている3会社のみ認められている引受株価算定方式を、友好保有等一定の条件の下に一般の証券会社に適用	<p>御指摘のあった、「中小企業投資育成株式会社に認められている、内部備蓄、含み益を株価に反映しない引受株価算定方式」とは、「中小企業投資育成株式会社が第三者割当てに基づき引受ける新株の価額及び保有する株式の処分価額の評価額」を指しているものと承知している。</p> <p>本算定方式は、中小企業庁計画部長から国税庁直税部長宛てに課税上適正な方式として取り扱われるかどうか照会したところ、国税庁直税部長から中小企業庁計画部長宛てに税務上適正なものとして取り扱うこととする旨、回答があったところ。</p> <p>また、この取扱いは、中小企業投資育成株式会社の性格、運営の態様等にかえりみ、中小企業庁が定めた評価要領に基づく評価額を税務上適正なものとして取り扱うこととしたものであることから、中小企業投資育成株式会社以外の者が行う一般の取引については、この取扱にかかわらず、一般の例によることとしている。</p> <p>なお、経済産業省としては、円滑な事業承継促進のため、平成25年度税制改正で相続税・贈与税の納税猶予制度である事業承継税制について、①親族外承継の対象化、②雇用8割維持要件を5年間「毎年」8割以上から5年間「平均」で8割以上へ緩和、③経営者の「役員」退任要件を「代表者」退任要件への緩和等の抜本的な見直しを行っている。</p> <p>事業承継税制の見直しについては、平成25年度税制改正が本年1月に施行されたところであるため、更なる拡充については執行状況等を踏まえて今後検討してまいります。</p>

11(経済産業省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
038130	山口県 周南市、㈱トクヤマ徳山製造所、東ソー㈱南陽事業所、出光興産㈱徳山事業所、㈱トクヤマロジスティクス、長府工業㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	ガス事業法第2条第7項、第37条の7の4、第37条の9、第38条、施行規則第4条	融通企業同士が水素エネルギー利用に係る契約を締結し責任を明確にすることで「密接な関係」とみなして届け出が不要な「特定供給」により企業間の水素ガス融通を可能にする	<p>融通を検討している周南コンビナートを含む周南市沿岸部は、一般ガス事業者である山口合同ガスの供給区域内であることから、「特定供給」と整理した場合であっても経済産業大臣への届出が必要(ガス事業法第38条第1項、第37条の7の4)。</p> <p>届出に係る作業コストの比較では、特定供給届出書と大口供給届出書では大差はなく、特定供給とすることのメリットは、ガスの年間使用量が10万㎡未満の規制対象需要であってもその供給が可能となる点であるので、その趣旨を申請者に伝え、特定供給とすることの要否の検討を促していく。(契約書の写しを届出書に添付して、取引の詳細を明示する必要性は、いずれの届出書でも変わらない。)</p>
038140	山口県 周南市、㈱トクヤマ徳山製造所、東ソー㈱南陽事業所、出光興産㈱徳山事業所、㈱トクヤマロジスティクス、長府工業㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	-	パイプライン設置のための早期の技術基準の制定	<p>水素を地域に供給・利活用するためのパイプラインの設置に係る技術基準を検討する上では、実際のビジネスモデルに基づく水素供給に係る供給量、供給エリア等データを収集する必要があることから、現在検討されている供給計画について具体的にお聞かせいただきたい。</p> <p>なお、経済産業省が水素供給・利用技術研究組合に委託した「水素パイプラインによる水素供給技術の実証試験事業(平成23～26年度)」(http://hysut.or.jp/business/2011/02/index.html)において、経年によるパイプラインの耐久性評価を実施しており、当面の事業実施に当たっては、この資料も参照しながら、当省と連携しつつパイプラインの安全性評価を進めていただきたい。</p>
038150	山口県 周南市、㈱トクヤマ徳山製造所、東ソー㈱南陽事業所、出光興産㈱徳山事業所、㈱トクヤマロジスティクス、長府工業㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	工業標準化法	現行の家庭用ガス温水機器に準じた日本工業規格の制定(家庭等への普及促進を図るためには、JIS認証による安全性の担保が必要)	<p>日本工業標準の策定に当たっては、まずは業界内で十分に協議していただいた上で、業界でコンセンサスを得られたものを原案として自主作成し、以降の審議プロセスに入るといったのが一般的な流れであるため、今回のご提案についても、まずは業界内で必要性や内容について、ご検討をいただきたい。</p> <p>なお、日本工業標準・純水素型ボイラーの普及については、水素供給サプライチェーンの確立が前提となるが、現時点で日本工業標準を定めた場合、今の技術水準をベースとしたものにならないを得ず、今後サプライチェーンの確立までに技術進歩が起こる可能性を踏まえれば、日本工業標準を定めることについては、慎重な判断を要するものと考えている。</p>

11(経済産業省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
047030	光合成産業協議会	光合成産業及びその基本技術を応用した他産業の構築	産業技術力強化法(連携の強化)第十一条	産業技術力強化法による産学連携は必ずしも事業者にとって技術強化になるとは限らないため、事業者の技術が既にそのような連携の必要のない水準に達している場合や、機密保持が破たんする場合等とみなされる場合には、必ずしも産学連携を必要とせず、地方公共団体や金融機関等から不利な扱いを受けないことを担保する条文を設ける。	<p>産業技術力強化法は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本を定めており、第十一条は、それぞれの研究主体が努力するだけでなく、それらの者が連携することが我が国の産業技術力の強化にとって重要であることにかんがみ定めたもの。一方事業者は、個々の事業の状況に応じて、産学で連携するか否かを含めて柔軟に検討していただくことになっている。</p> <p>したがって、ご指摘の「事業者の技術が既にそのような連携の必要のない水準に達している場合や、機密保持が破たんする場合等とみなされる場合には、必ずしも産学連携を必要とせず、地方公共団体や金融機関等から不利な扱いを受けないことを担保する条文」を設ける必要はないと思料。</p>
052010	国立大学法人 室蘭工業大学 環境科学・防災研究センター	石炭地下ガス化実験事業	現行の「鉱業法」は営利事業のための法律で、学術研究実験などの例外項目がない。	「鉱業法」においても、公益に資する学術研究の実験、調査は営利目的の事業とは異なるため、例外として扱えるような規定の制定を提案します。その際、実験、調査の安全性は鉱山保安法の下で確保されることになります。	<p>鉱業法では、まだ掘探されていない鉱物は、鉱業権によるものでなければ掘探してはならないと規定している(第7条)。今回の提案については、地下の石炭層で掘探した石炭にその場で着火するものであり、地中から採取した鉱物の利用を予定していることから、当該提案は鉱業権を本来取得して行うものである。</p> <p>学術研究実験等の申請が出された地区に既に鉱業権設定の出願が行われている場合、又は申請が行われた後に同じ地区に出願が行われた場合の調整、さらに学術目的としながら得られたデータが別の営利目的の事業に転用されるおそれがあること(設定許可が必要である試掘権と同等の価値を持つ可能性がある)等を踏まえると、現在のところは学術目的であっても、鉱物を掘探し、その利用を予定している場合は、従前と同様に鉱業権の設定許可を取得する必要があると考える。</p>
060030	京丹後市	新シルク産業の創造	中小企業信用保険法第2条	中小企業信用保険法適用対象者に「シルク関連製品・商品の製造・販売者とともに桑栽培又は養蚕業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人」を加える	国家戦略特別区域において商工業とともに農業を行う事業者に対して、保証協会が保証を付与する国家戦略特別区域農業保証制度を創設しているところであり、本制度の活用をご検討いただきたい。

11(経済産業省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
074010	白井琢也公認会計士事務所	産業競争力強化法に基づく、創業支援事業者の要件の緩和	産業競争力強化法113条	認定創業支援事業計画の策定に当たって、個人の事業者が参画できるようにすること。	<p>平成27年6月末現在、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画は全国547計画(605市区町村)が認定を受けており、今後も本スキームは拡がっていく見込みである。</p> <p>産業競争力強化法第113条において市町村が創業支援事業計画を作成して、認定を受けることとしている。</p> <p>一方で、市区町村のほか、経営支援や創業に関するセミナー等を開催している商工会議所、商工回答の経済団体、資金融資を行う金融機関、地方公共団体の支援センター、インキュベーション施設を運営する民間事業者等、多様な主体による様々な形態で行われているが、これらの主体が相互に連携することにより、より効果的な支援が行われることを期待しており、個人の事業者の参画も可能としている。</p> <p>創業支援事業計画は市町村が地域の実態や特徴に即しながら連携体を検討、構築していくものであるため、認定自治体へ相談されたい。</p>
080040	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	中小企業信用保険法第2条 中小企業信用保険法施行令第1条	農業における資金調達の方法を拡大するため、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。	国家戦略特別区域において商工業とともに農業を行う事業者に対して、保証協会が保証を付与する国家戦略特別区域農業保証制度を創設しているところであり、本制度の活用をご検討いただきたい。

11(経済産業省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
080060	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条	農業関係者などが中小企業大学校で受講できるよう、受講対象者を拡充する。	独立行政法人中小企業基盤整備機構法上の中小企業者の定義では、農業を対象外としておらず、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であれば受講が可能である。
085010	三重県	みえアグリイノベーション創生特区 ～食・農・エネルギーの三重奏～	中小企業信用保険法 第2条	中小企業金融保険制度を農業にも適用拡大	国家戦略特別区域において商工業とともに農業を行う事業者に対して、保証協会が保証を付与する国家戦略特別区域農業保証制度を創設しているところであり、本制度の活用をご検討いただきたい。
098010	北九州市	北九州市スマートシティ創造特区 ○スマートシティ・イノベーション ・アシストツールの介護現場等導入促進のための実証・実装 ～ロボット導入による作業効率化・負荷低減実証実験を通じた標準基準策定	プロジェクトを実施する上で課題となる法令根拠等は特段存在しないが、アシストツールの導入に関するルール(法令根拠等)がないため、作業現場が導入して良いか悪いかの判断がつきにくく、作業現場での研究開発や実証・導入が進まない。	アシストツールの作業現場導入標準手法・アシスト特性評価手法を確立し、労働安全性に関する指標、試験方法・評価方法や手順をルール化する。	「ロボット新戦略」で掲げる世界のロボット利活用社会を目指す上で重要。ただ、例えば経済産業省では、「ロボット介護機器開発・導入促進事業」にて、ロボット介護機器の特性評価手法の確立等を行っているところであり、こうした既存事業との整理を行うことも必要。

11(経済産業省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
098120	北九州市	北九州市スマートシティ創造特区 ○“知”の創造拠点 ・公道での自動走行の技術実証を行うための規制緩和	JIS(日本工業規格)A8408遠隔操縦の安全要求事項4.11.1	必要な安全措置を講じたうえで、実証時の無線走行車の速度規制を緩和。	「この規格は、JIS A8308に規定する土工機械に用いる無線遠隔操縦装置及び有線遠隔操縦装置の安全要求事項について規定する。」と定められている為、自動車の自動走行について妨げるものではありません。
119010	兵庫県	水素エネルギー活用のための保安規制の緩和	危険物の規制に関する政令第9条第1項二 危険物の規制に関する規則第12条第1項	知識・経験が豊富で、保安上の配慮が実施されている現場に限り、高圧ガスと危険物との離隔距離の緩和などを認めること。	規制については消防庁において検討されていると承知しているが、経済産業省としても兵庫県において実施される水素CGS活用スマートコミュニティ技術開発事業の支援などを通じて、取組を後押しして参りたい。
132030	公益社団法人 関西経済連合会 健康・医療専門委員会	再生医療の実用化促進・産業化拡大	-	仲介機関の設立、品質管理の指標の作成など国内で採取された他家細胞の安定的な入手を可能とする仕組みを構築する。 まずは政府主導による品質管理指標等のガイドラインについて民間側も参画の上作成し、それに基づき他家細胞の安定的な入手を可能としたい。	再生医療等製品の製造原料としての他家細胞を安定的に入手できる仕組みの構築については重要であると認識している。

11(経済産業省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
133050	公益社団法人 関西経済連合会 健康・医療専門委員会	健康・医療に関するサービス拡大・健康・医療データに関する整備他	-	医療機関でのヘルスケア関連商品・食品の販売拡大に向け医療機関や、機能性表示食品制度における不適切事例防止に向け食品関連事業者にも周知徹底を行う。	経済産業省では、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁と連携しながら、地域における健康増進・予防に関するサービスの創出支援に取り組んでおり、今年度も「健康寿命延伸産業創出推進事業」を通じ、21件の地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設置推進及び活躍促進に資する支援を決定したところ。その中には近畿地方、具体的には滋賀県及び大阪府の取組も含まれており、今後とも地域におけるヘルスケア産業の創出・育成を推進していく。
134060	静岡県	ふじのくに医療健康イノベーション国家戦略特区	指定製造事業者制度関係事務処理要領(平成13年5月23日産局第4号) 計量法関係法令の解釈運用等について(平成26年12月)	指定の対象となる特定計量器のプロセスバリデーション(工程の妥当性確認)の記録でも可とすること	指定製造事業者は、国内のみならず海外にも存在し、指定製造事業者が製造した計量器は全国にわたり使用される。したがって、国内外の事業者、計量器の使用者、全国の他の自治体等への影響に鑑みれば、一部の地域に限って指定の技術基準を緩和することは認められないため、国家戦略特区での対応は困難。 御提案の「指定の対象となる特定計量器のプロセスバリデーション(工程等の妥当性確認)」の趣旨が不明であるものの、仮にこれが「製造設備・ライン、従業員、品質管理責任者、社内定等品質管理に係る部分が旧工場と全く同じ場合」を指しているのであれば、指定製造事業者の工場移転時の直近3ヶ月の生産量及び品質管理の状況の記録の取扱については、旧工場の2ヶ月分のデータを繰り入れることを可能とする緩和措置が既に設けられている(計量法関係法令の解釈運用について平成26年12月参照)。
134070	静岡県	ふじのくに医療健康イノベーション国家戦略特区	計量法第91条第1項第5号 指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年11月9日通商産業省令第77号)	ISO13485の品質マネジメントシステムの社内文書の提出でも可とすること	指定製造事業者は、国内のみならず海外にも存在し、指定製造事業者が製造した計量器は全国にわたり使用される。したがって、国内外の事業者、計量器の使用者、全国の他の自治体等への影響に鑑みれば、一部の地域に限って指定の技術基準を緩和することは認められないため、国家戦略特区での対応は困難。

11(経済産業省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
136050	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市	県境を越えた連携により、交通結節機能を最大限活かす、九州における「新たな地域集積構造」構造特区～「一生涯働けるまち」モデルの創出～	中小企業信用保険法第2条	中小企業信用保証制度の対象を農林分野に拡大し、農業生産法人等が活用できるようにする。	国家戦略特別区域において商工業とともに農業を行う事業者に対して、保証協会が保証を付与する国家戦略特別区域農業保証制度を創設しているところであり、本制度の活用をご検討いただきたい。
177010	個人	クールジャパンに関わる外国人材の就労解禁	出入国管理及び難民認定法第2条の2 同 別表第一 など	<ul style="list-style-type: none"> ・食、ファッション、美容、デザインといったクールジャパンにかかわる分野について、日本国内の関連する専門学校を卒業した外国人が、一定期間、調理業、美容業、服飾業、デザイン業等で働きながら修行することを可能とする在留資格を整備する。 ・滞在期間は、基本的な修行期間としての「3年」に、分野ごとに必要な期間を加えた期間とし、その後は、帰国して海外への普及を行っていただく。 ・東京都港区で限定的に実施する。 ・制度を悪用した外国人の在留などが生じることを防ぐため、修業できる店舗等は信頼性の高いところ限定し、自治体の関与等の十分なチェック体制を設ける。 	<p>業界からのニーズについては承知していないが、ファッション・デザイン分野をはじめとするクールジャパン関連分野において、外国人に日本でのOJTの機会を提供することは、日本のファッション及びデザイン文化や技術を海外に広めるのみならず、日本のクールジャパン関連産業に対し外国人による新たな感性・視点を入れることを通じて、よりクリエイティビティを高める効果も期待できるものと思料。</p> <p>なお、経済産業省は事業所管省の立場で回答している。</p>